

改定後の使用料・手数料

●各地域公民館（16館）（問い合わせ：中央公民館 ☎556—2649）

施設名	利用区分	使用料(円)			
		午前	午後	夜間	昼夜1日
忍・行田公民館	ホール1	1,010	1,160	1,010	3,180
	ホール2	1,510	1,730	1,510	4,750
	会議室1	500	580	500	1,580
	会議室2	500	580	500	1,580
	和室	1,090	1,250	1,090	3,430
佐間公民館	調理実習室	900	1,030	900	2,830
	ホール	2,780	3,300	2,780	8,860
	会議室	710	900	710	2,320
	和室	900	1,130	990	3,020
長野公民館	調理実習室	530	600	530	1,660
	ホール	2,300	2,380	2,080	6,760
	会議室	600	670	590	1,860
	和室	510	580	510	1,600
桜ヶ丘公民館	調理実習室	650	710	620	1,980
	ホール	2,560	2,930	2,560	8,050
	会議室	870	1,000	870	2,740
	和室	600	660	580	1,840
星河公民館	調理実習室	880	1,010	880	2,770
	ホール	1,480	1,640	1,480	4,600
	会議室	730	900	730	2,360
	和室	680	780	680	2,140
持田公民館	調理実習室	480	550	480	1,510
	ホール	2,200	2,370	2,080	6,650
	会議室	500	580	510	1,590
	和室	600	740	650	1,990
荒木公民館	調理実習室	650	740	650	2,040
	ホール	1,740	1,900	1,740	5,380
	会議室	500	590	510	1,600
	和室	770	900	770	2,440
須加公民館	調理実習室	510	580	510	1,600
	ホール	1,440	1,600	1,440	4,480
	会議室	620	700	620	1,940
	和室	830	900	830	2,560
北河原公民館	調理実習室	480	550	480	1,510
	ホール	1,380	1,500	1,380	4,260
	会議室	670	770	670	2,110
	和室	900	1,100	960	2,960
埼玉公民館	調理実習室	450	510	450	1,410
	ホール	1,460	1,660	1,460	4,580
	第1会議室	300	340	300	940
	第2会議室	820	900	820	2,540
星宮公民館	和室	430	500	430	1,360
	調理実習室	360	420	360	1,140
	ホール	1,590	1,880	1,650	5,120
	会議室	600	700	600	1,900
太井公民館	和室	620	700	620	1,940
	調理実習室	500	570	500	1,570
	ホール	1,500	1,840	1,610	4,950
	会議室	900	1,000	870	2,770
下忍公民館	和室	900	960	840	2,700
	調理実習室	490	560	490	1,540
	ホール	1,500	1,830	1,600	4,930
	会議室	520	600	520	1,640
太田公民館	和室	710	810	710	2,230
	調理実習室	510	580	510	1,600
	ホール	1,620	1,900	1,620	5,140
	会議室	670	760	670	2,100
地域文化センター	和室	730	900	730	2,360
	調理実習室	490	560	490	1,540
	ホール	2,150	2,700	2,360	7,210
	会議室	620	700	620	1,940
南河原公民館	和室	580	700	580	1,860
	調理実習室	680	780	680	2,140
	ホール	1,500	1,880	1,640	5,020
	会議室	370	420	370	1,160
南河原公民館	和室	680	780	680	2,140
	調理実習室	300	340	300	940

使用料を改定する施設

※改定のあった施設や利用区分について新料金を記載しています。なお、表中の着色部分については、改定の無かった箇所となります。

●男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」(問い合わせ：男女共同参画推進センター ☎556—9301)

利用区分	単位	使用料(円)
学習室		550
調理室		760
第1研修室	1時間当たり(※)	170
第2研修室		170
和室		210

※1時間単位の料金設定に変更

●古代蓮会館(問い合わせ：都市計画課・内線5603)

利用区分	単位	使用料(円)
研修室(和室)	午前・午後	1,380
	1日	2,760
研修・工作室	午前・午後	2,620
	1日	5,240

●産業文化会館(問い合わせ：ひとつくり支援課・内線5311)

利用区分	単位	使用料(円)
第1会議室		170
第2会議室	1時間当たり(※)	520
第3会議室		170
創作室		500

※1時間単位の料金設定に変更

●中央公民館(問い合わせ：中央公民館 ☎556—2649)

利用区分	単位	使用料(円)
音楽室		520
レクリエーション室		590
創作室		300
和室		360
第1学習室	1時間当たり(※)	590
第2学習室		520
第3学習室		300
PC研修室		300
作陶室		300

※1時間単位の料金設定に変更

公共施設の使用料・手数料の一部を改定します



市では、公共施設や行政サービスを利用した場合、掛かった費用の一部を使用料・手数料として利用者の方にご負担いただいておりますが、これらの料金については長年据え置かれており、大幅な見直しが行われていませんでした。

そこで、受益者負担の適正化や負担の公平性の確保を図るため、統一的な価格算定基準などを盛り込んだ「行田市使用料・手数料見直し基本方針」を策定し、慎重に検討を重ねた結果、使用料・手数料の一部を改定することとなりましたので、お知らせします。

市民・利用者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

改定の時期

改定された使用料・手数料の現行料金と新料金の適用については、次の表のとおりです。

●使用料を改定する施設

施設名	現行料金	新料金
男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」、古代蓮会館、産業文化会館、中央公民館、各地域公民館、商工センター、各公園管理事務所、体育施設	9月30日の利用分まで	10月1日の利用分から
忍・行田公民館	4月30日の利用分まで	5月1日の利用分から

※忍・行田公民館は、5月1日の新施設オープンに合わせて改定されています

●使用料を新規で設定する施設

施設名	現行料金	新料金
各コミュニティセンター	無料	10月1日の利用分から

●手数料を改定する項目

項目	現行料金	新料金
事業活動から生じる不燃物および粗大ごみの処理手数料	6月30日の利用分まで	7月1日の利用分から

見直しのポイント

1. 原価算定方式（人件費、物件費、減価償却費の積算）により算定した原価に基づき、公費負担と受益者負担の割合などを考慮した上で、使用料・手数料を改定
2. 利用者の急激な負担を緩和するため、増額となる場合は、現行料金の1.5倍を上限として料金を設定（減額となる場合は、算定額どおり）
3. 税負担の公平性の観点から、市外料金を設定（一部施設）
4. 利用者の利便性の向上を図るため、1時間単位の料金区分を設定（一部施設）